

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会  
第2回福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会

資料目次

資料No.1	令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 最低賃金専門部会 委員名簿	1
資料No.2	都道府県別特定最低賃金額（鉄鋼業関係）	3
資料No.3	令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳 （製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）	5
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書 （鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業：労働者側） 【令和3年8月17日：第2回運営小委員会資料】	9
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書 （鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業：使用者側） 【令和3年8月17日：第2回運営小委員会資料】	11
資料No.5	令和3年 福岡県賃金実態調査結果 （製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）	13

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ <sup>の</sup> 野田 <sup>きよこ</sup> 小夜子	社会保険労務士
	<sup>はら</sup> 原 <sup>しづこ</sup> 志津子	弁護士
	◎ <sup>まるたに</sup> 丸谷 <sup>こうすけ</sup> 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	<sup>いしばし</sup> 石橋 <sup>こういち</sup> 浩一	日本製鉄八幡労働組合 執行委員
	<sup>のなか</sup> 野中 <sup>あつし</sup> 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	<sup>みしま</sup> 三島 <sup>しんいち</sup> 慎一	アステック入江労働組合 組合長
使用者代表委員	<sup>きかもと</sup> 坂本 <sup>なおき</sup> 直記	吉川工業株式会社 人事室長
	<sup>なかむら</sup> 中村 <sup>としたか</sup> 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	<sup>むた</sup> 牟田 <sup>みちひこ</sup> 惣彦	三島光産株式会社 総務部総務グループリーダー

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である



Faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or title.





令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(製鉄・鉄鋼)

資料番号  
No.2

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:964円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未滿	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	千葉(A)	鉄鋼業	993	995	2	0.20%	2	925		70	107.6%	14,980
2	愛知(A)	製鉄業等	975	976	1	0.10%	1	927		49	105.3%	12,540
3	福岡(C)	製鉄業等	975	976	1	0.10%	1	842		134	115.9%	6,900
4	広島(B)	製鉄業等	969	970	1	0.10%	0	871		99	111.4%	8,950
5	大阪(A)	鉄鋼業	966	968	2	0.21%	0	964		4	100.4%	17,160
6	北海道(C)	鉄鋼業	967	967	● 0	● 0.00%	0	861		106	112.3%	3,680
7	山口(C)	鉄鋼業・非鉄金属等	966	967	1	0.10%	0	829		138	116.6%	8,710
8	兵庫(B)	鉄鋼業	963	964	1	0.10%	1	900		64	107.1%	16,900
9	岡山(C)	鉄鋼業	962	962	★ 0	★ 0.00%	1	834				
10	大分(D)	鉄鋼業	947	951	4	0.42%	2	792		159	120.1%	3,290
11	和歌山(C)	鉄鋼業	948	949	1	0.11%	1	831		118	114.2%	5,030
12	茨城(B)	鉄鋼業	943	945	2	0.21%	2	851		94	111.0%	9,000
13	宮城(C)	鉄鋼業	923	925	2	0.22%	1	825		100	112.1%	1,780
14	島根(D)	製鋼・製鋼圧延業等	914	922	◎ 8	◎ 0.88%	2	792		130	116.4%	2,520
15	群馬(C)	製鋼・製鋼圧延業等	919	921	2	0.22%	2	837		84	110.0%	1,670
16	青森(D)	鉄鋼業	900	903	3	0.33%	3	793		110	113.9%	1,260
17	神奈川(A)	鉄鋼業	874	874			1	1012	○			
18	東京(A)	鉄鋼業	871	871			0	1013	○			
19	岩手(D)	鉄鋼業、金属線製品等	850	852	2	0.24%	3	793		59	107.4%	1,670
20	三重(B)	銑鉄鑄物等	739	739			1	874	○			

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未滿」も当該算定には含めず。



Faint text or header at the top center of the page, possibly a title or section name.

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5	Column 6	Column 7	Column 8	Column 9	Column 10	Column 11	Column 12



令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その1)

資料番号

NO. 3

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		6,900	4,060	58.8%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		20,600	8,285	40.2%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,900	11,455	50.0%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		9,600	7,748	80.7%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		16,000	5,491	34.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入



令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その2)

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労 働者割合  $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争	適用労働 者数(A)		現在の特 定最賃額 (D)	比率 $\frac{(C)}{(D)} \times 100$
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製 鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	日本基幹産業労働組合 連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		4,060人	58.8%	980円	4円
					6,900人		976円	100.41%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・ デバイス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機械 器具製造業	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連合 会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		8,285人	40.2%	987円	60円
					20,600人		927円	106.47%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機 械器具製造業	自動車総連福岡地方協 議会 議長 吉村 淳治	○		11,455人	50.0%	966円	22円
					22,900人		944円	102.33%
令和3年6月30日	福岡県自動車 (新車)小売業	自動車総連福岡地方協 議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		7,748人	80.7%	986円	45円
					9,600人		941円	104.78%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総 合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,491人	34.3%	900円	11円
					16,000人		889円	101.24%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

## 令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額)	協定最低賃金 (時間額)	協定最低賃金 (時間額)
使用者(事業場)	労働組合			令和3年度	令和2年度	令和元年度
〇〇株式会社 〇〇所	〇〇労働組合	令和3年4月15日	3,266 名	¥1,069	¥1,069	¥1,069
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和2年4月22日	300 名	¥980	¥978	¥978
〇〇株式会社	〇〇労働組合 (〇〇支部)	令和2年5月8日	170 名	¥997	¥991	¥987
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和2年4月10日	324 名	¥1,001	¥1,001	¥992
合計			4,060 名	最低:¥980	最低:¥978	最低:¥978



類號	類名	類名	類名	類名	類名	類名	類名	類名	類名		
000	總論	010	語言學	020	文字學	030	音韻學	040	語法學		
050	辭彙學	060	句法學	070	篇章學	080	語義學	090	語用學	100	語言學
110	語言學	120	語言學	130	語言學	140	語言學	150	語言學	160	語言學
170	語言學	180	語言學	190	語言學	200	語言學	210	語言學	220	語言學
230	語言學	240	語言學	250	語言學	260	語言學	270	語言學	280	語言學
290	語言學	300	語言學	310	語言學	320	語言學	330	語言學	340	語言學
350	語言學	360	語言學	370	語言學	380	語言學	390	語言學	400	語言學

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号  
NO. 4-1

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

産業別最低賃金の改正に取り組むにあたり、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めています。

また、鉄鋼労使は、これまでも我々の産業・企業の発展に向けた取り組みとして、競争力強化を阻害する要因となる電力問題等、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や産業空洞化防止のため、業界団体と連携をはかり、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開してまいりました。

こうしたなか、今年の最低賃金の動向としては、産業別最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において、28円の目安が示され、福岡県における地方別最低賃金は28円の引き上げが決定しました。

今後においては、特定最低賃金に関する協議が始まります。

超少子高齢化・人口減少社会において人材獲得競争が激化する中、産業・企業が継続的に発展するためには優秀な人材の確保が重要となります。

その実現のためには、若年層賃金をはじめとする魅力ある労働条件の確立が、まさに鉄鋼産業にとって喫緊の課題であります。

これまでも述べてきましたが、産業別最低賃金はすべての労働者を対象とした地域別最低賃金と違い、特定産業における基幹的労働者を対象にした賃金であり、産業別最低賃金の直接的な影響を受けている非正規労働者や未組織労働者は、新型コロナウイルス感染症の影響で実労働時間が減少し収入面に影響が出ていることから、従来にも増して厳しい生活を余儀なくされています。

日本経済を早期に好循環なものとするためには、各産業のセーフティーネットである産業別最低賃金を引き上げることで、基幹的労働者の不安を払しょくし、消費行動につなげてもらうことが必要であると受け止めています。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のように猛暑日が続くなかで、一般的な作業環境とは異なる、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされています。こうした専門性が高く厳しい作業環境のなかで懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、生活の安心・安定の確保、そして、労働力人口の減少が社会問題となっている中で将来を担う優秀な人材を確保していくためには、魅力的な賃金水準を示すことが必要です。

今後、鉄鋼産業・企業を発展させていくためには、前述した様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つである産業別最低賃金において議論することは極めて重要です。したがって、産業別最低賃金の改正にあたっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側・公益側委員の皆様におかれましては、日夜、「安全第一」に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引き上げの「必要性有り」について、最大限のご理解とご英断をお願い致します。

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号

NO. 4-2

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1) はじめに

(1) 厚生労働省の中央最低賃金審議会は2021年度地域別最低賃金の改定について、全国平均で28円の引き上げを決めた。上昇率は3.1%で新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復する。

(2) 2020年度は新型コロナウイルス影響もあり結果的に上げ幅は0.1%(1円)にとどまった。

2) 鉄鋼業界を取り巻く状況

経済産業省は4月13日、今年4～6月第1四半期の鋼材需要量について、新型コロナウイルス感染症の影響で低水準だった前年同期1,710万トンとの比較で20.6%増の2,061万トンになる見通しを発表した。国内需要では建設部門の感染症影響による回復遅れで一部減少があるものの、製造業部門では需要先の生産活動回復基調により増加、輸出関連では経済活動の持ち直しが続くことが期待され横ばいから増加基調にあるが、今後も中国の政策動向に強く影響を受けることとなる。リーマンショック後の2009年や昨年度2020年同時期の2千万トン割れからは脱し、コロナ前の水準あるいは一定程度まで回復してきている。

## 3) 昨年までの審議結果

昨年はコロナ禍による厳しい経済情勢が考慮され1円の引き上げに留まったが、これまで景気や企業の実態とは関係なく、政府の経済政策が大きく反映された中で大幅な引き上げが行われてきたことも認識している。近年の最低賃金の大幅引き上げの影響は明らかであり、厚生労働省の調査によると、最低賃金額を改正した後にその改正後最低賃金額を下回ることとなる労働者割合を示す「影響率」について、2012年度全国平均4.9%であったものが、2017年度11.9%、2018年度13.8%、2019年度には16.3%までに上昇している。

## 4) 特定最低賃金の改正の必要性について

鉄鋼業界においては少子高齢化に拍車がかかる中、将来にわたる製造実力の維持・向上という点から人材育成、人材確保が不可欠であり、より優秀な人材を確保するためにも他業種との時給格差の必要性は十分認識している。一方、昨年度から全世界に影響を及ぼしている未曾有の感染症拡大は今なお続いており、経済回復の先行き不透明な中での賃金アップは事業者への負担が大きい。特に鉄鋼業界を支える多くの中小・零細企業の経営にとって実態に見合わない大幅な最低賃金の引き上げや画一的賃上げは、企業存続に極めて大きな影響を与え、不安を抱かざるを得ない状況となる。また、そうした影響から採用や設備投資の抑制に繋がり、生産性向上の阻害要因になり得ることも考慮しなくてはならない。

以上より、最低賃金の引上げの可否及びその額について、公益代表委員様および労働者側委員様と十分な議論を行い、慎重に決定していく必要があると考えます。

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

資料番号
------

No.5
------

令和3年

福岡県賃金実態調査結果

(製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、

鋼材製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室



## 目次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（鉄鋼業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	3
4	令和3年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	5
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	6
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	7
6	最低賃金に関する基礎調査票	8

## 調査の概要

### 1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

### 2 調査区域

福岡県全域

### 3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E 22 (鉄鋼業) 常用労働者 100 人未満規模の民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所とした。

ただし、E 224 (表面処理鋼材製造業)、E 225 (鉄素型材製造業)、E 229 (その他の鉄鋼業) を除く。

### 4 調査対象期間及び労働者

令和 3 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30 人以上の規模の事業所については全労働者の 1/2 を調査対象労働者とした。

### 5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により 11 事業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

ただし、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

### 6 集計項目

就業形態別・規模別及び 1 時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

### 7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9 人規模		10～29 人規模		30～99 人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
23	458	2	—	13	136	8	322

※ 表中の事業所数は「平成 28 年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。

## 日本標準産業分類(鉄鋼業関係)

### 221 製鉄業

#### 2211 高炉による製鉄業

主として高炉により銑鉄を製造する事業所をいう。

#### 2212 高炉によらない製鉄業

主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所をいう。

#### 2213 フェロアロイ製造業

主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。

### 222 製鋼・製鋼圧延業

#### 2221 製鋼・製鋼圧延業(転炉、電気炉を含む)

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を製造する事業所をいう。

### 223 製鋼を行わない鋼材製造業

(表面処理鋼材を除く)

#### 2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

#### 2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

主として他から受け入れた薄板、帯鋼などから冷間圧延により冷延鋼板、磨帯鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

#### 2233 冷間ロール成型形鋼製造業

主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。

#### 2234 鋼管製造業

主として他から受け入れた管材、広幅帯鋼、帯鋼などから継目無鋼管、電縫鋼管、鍛接鋼管などを製造する事業所をいう。

#### 2235 伸鉄業

主として他から受け入れた圧延鋼材の発成品、ミスロール、鋼くずなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。

#### 2236 磨棒鋼製造業

主として他から受け入れた棒鋼から冷間引抜などにより磨棒鋼を製造する事業所をいう。

#### 2237 引抜鋼管製造業

主として他から受け入れた鋼管(中古管を含む)から引抜鋼管を製造する事業所をいう。

#### 2238 伸線業

主として他から受け入れた線材、バーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所をいう。さらにその線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

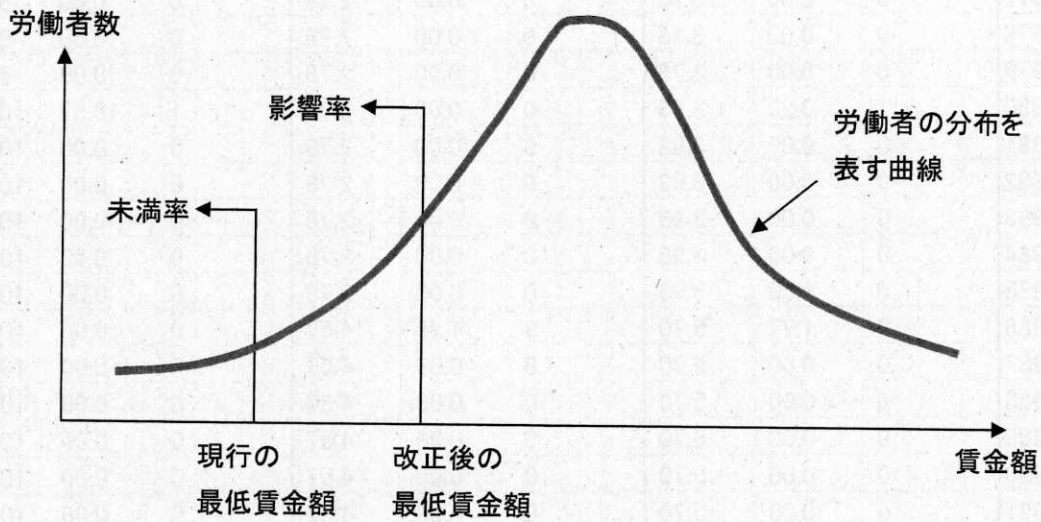
#### 2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)

主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。



賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

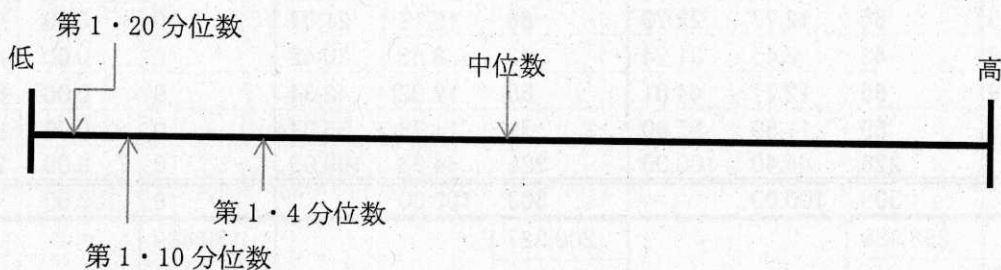
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和3年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 975	14	2.75	2.75	14	2.78	2.78	1	16.67	16.67
976 ～ 976	5	0.98	3.73	0	0.00	2.78	4	66.67	83.33
977 ～ 977	0	0.00	3.73	0	0.00	2.78	0	0.00	83.33
978 ～ 978	0	0.00	3.73	0	0.00	2.78	0	0.00	83.33
979 ～ 979	0	0.00	3.73	0	0.00	2.78	0	0.00	83.33
980 ～ 980	1	0.20	3.93	0	0.00	2.78	1	16.67	100.00
981 ～ 981	0	0.00	3.93	0	0.00	2.78	0	0.00	100.00
982 ～ 982	0	0.00	3.93	0	0.00	2.78	0	0.00	100.00
983 ～ 983	0	0.00	3.93	0	0.00	2.78	0	0.00	100.00
984 ～ 984	0	0.00	3.93	0	0.00	2.78	0	0.00	100.00
985 ～ 985	0	0.00	3.93	0	0.00	2.78	0	0.00	100.00
986 ～ 986	9	1.77	5.70	9	1.79	4.57	0	0.00	100.00
987 ～ 987	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
988 ～ 988	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
989 ～ 989	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
990 ～ 990	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
991 ～ 991	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
992 ～ 992	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
993 ～ 993	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
994 ～ 994	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
995 ～ 995	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
996 ～ 996	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
997 ～ 997	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
998 ～ 998	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
999 ～ 999	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
1,000 ～ 1,000	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
1,001 ～ 1,001	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
1,002 ～ 1,002	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
1,003 ～ 1,003	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
1,004 ～ 1,004	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
1,005 ～ 1,005	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
1,006 ～ 1,006	0	0.00	5.70	0	0.00	4.57	0	0.00	100.00
1,007 ～ 1,007	2	0.39	6.09	2	0.40	4.97	0	0.00	100.00
1,008 ～ 1,099	20	3.93	10.02	19	3.78	8.75	0	0.00	100.00
1,100 ～ 1,199	65	12.77	22.79	66	13.12	21.87	0	0.00	100.00
1,200 ～ 1,299	43	8.45	31.24	43	8.55	30.42	0	0.00	100.00
1,300 ～ 1,399	65	12.77	44.01	65	12.92	43.34	0	0.00	100.00
1,400 ～ 1,499	59	11.59	55.60	59	11.73	55.07	0	0.00	100.00
1,500 ～	226	44.40	100.00	226	44.93	100.00	0	0.00	100.00
計	509	100.00		503	100.00		6	100.00	
月平均賃金額	258,989			260,327			150,489		
時間当たり平均額	1,600			1,608			976		
第1・20分位数	986			1,009			970		
第1・10分位数	1,108			1,108			970		
第1・4分位数	1,226			1,236			976		
中位数	1,434			1,436			976		



令和3年 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率

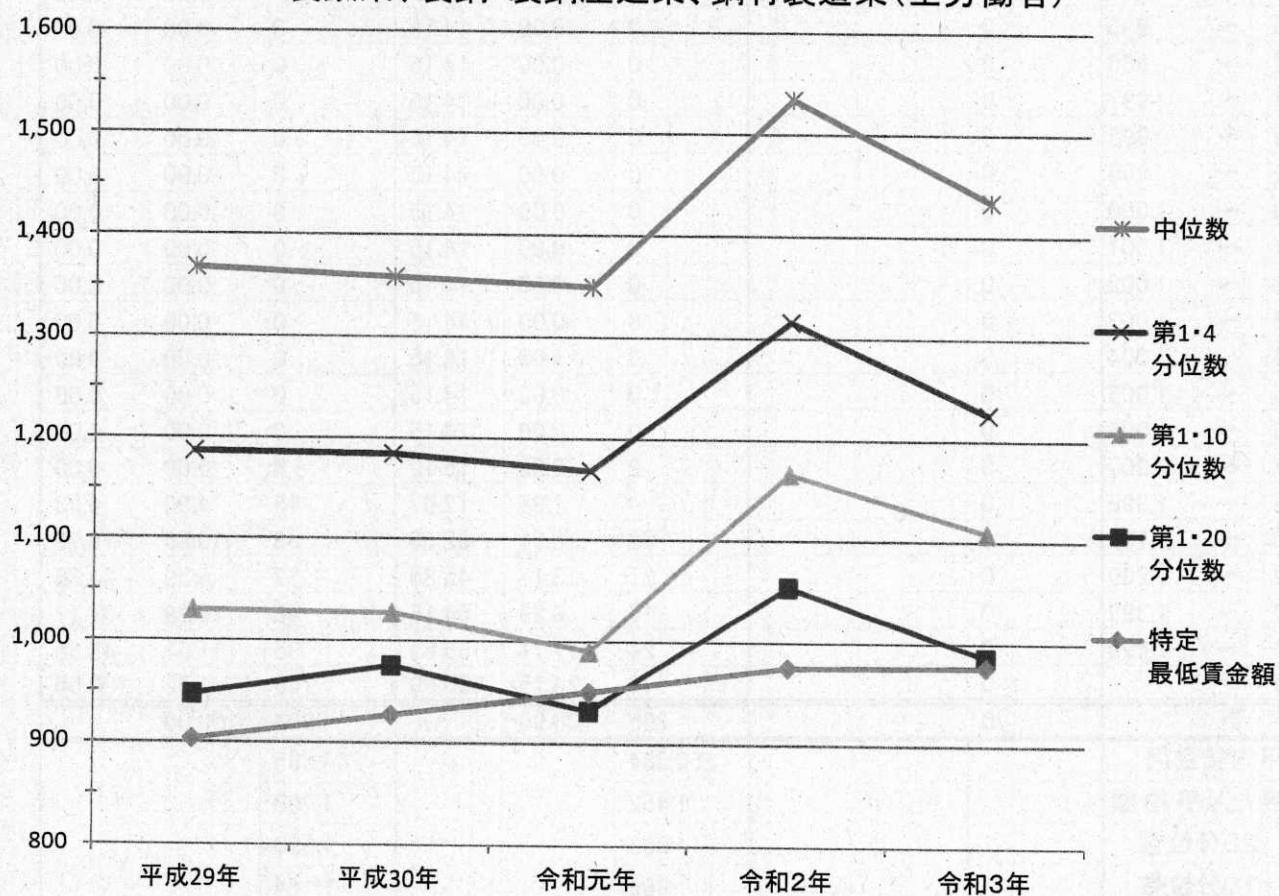
1時間当たり 所定内賃金額	1～9人			10～29人			30～99人		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 975	0			14	6.83	6.83	0	0.00	0.00
976 ～ 976	0			5	2.44	9.27	0	0.00	0.00
977 ～ 977	0			0	0.00	9.27	0	0.00	0.00
978 ～ 978	0			0	0.00	9.27	0	0.00	0.00
979 ～ 979	0			0	0.00	9.27	0	0.00	0.00
980 ～ 980	0			1	0.49	9.76	0	0.00	0.00
981 ～ 981	0			0	0.00	9.76	0	0.00	0.00
982 ～ 982	0			0	0.00	9.76	0	0.00	0.00
983 ～ 983	0			0	0.00	9.76	0	0.00	0.00
984 ～ 984	0			0	0.00	9.76	0	0.00	0.00
985 ～ 985	0			0	0.00	9.76	0	0.00	0.00
986 ～ 986	0			9	4.39	14.15	0	0.00	0.00
987 ～ 987	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
988 ～ 988	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
989 ～ 989	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
990 ～ 990	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
991 ～ 991	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
992 ～ 992	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
993 ～ 993	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
994 ～ 994	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
995 ～ 995	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
996 ～ 996	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
997 ～ 997	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
998 ～ 998	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
999 ～ 999	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
1,000 ～ 1,000	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
1,001 ～ 1,001	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
1,002 ～ 1,002	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
1,003 ～ 1,003	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
1,004 ～ 1,004	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
1,005 ～ 1,005	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
1,006 ～ 1,006	0			0	0.00	14.15	0	0.00	0.00
1,007 ～ 1,007	0			2	0.98	15.12	0	0.00	0.00
1,008 ～ 1,099	0			4	1.95	17.07	15	4.93	4.93
1,100 ～ 1,199	0			32	15.61	32.68	33	10.86	15.79
1,200 ～ 1,299	0			27	13.17	45.85	17	5.59	21.38
1,300 ～ 1,399	0			17	8.29	54.15	48	15.79	37.17
1,400 ～ 1,499	0			24	11.71	65.85	35	11.51	48.68
1,500 ～	0			70	34.15	100.00	156	51.32	100.00
計	0			205	100.00		304	100.00	
月平均賃金額				250,684			264,585		
時間当たり平均額				1,452			1,700		
第1・20分位数				962			1,090		
第1・10分位数				986			1,164		
第1・4分位数				1,130			1,337		
中位数				1,333			1,501		



### 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特 定 最低賃金額	第1・20 分位数	第1・10 分位数	第1・4 分位数	中位数	未満率	影響率
平成29年	903	947	1029	1,186	1,367	2.5%	4.07%
平成30年	927	975	1,027	1,184	1,358	2.8%	3.47%
令和元年	950	932	990	1,168	1,349	5.6%	8.52%
令和2年	975	1,054	1,166	1,316	1,534	2.0%	3.06%
令和3年	976	986	1,108	1,226	1,434	2.75%	—
前年比 増減	1	-68	-58	-90	-100		

### 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業(全労働者)



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金				
業種					
現行の最低賃金額	時間額			976円	
未満率	2.75%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	977	3.73	19
2	2	0.20	978	3.73	19
3	3	0.31	979	3.73	19
4	4	0.41	980	3.73	19
5	5	0.51	981	3.93	20
6	6	0.61	982	3.93	20
7	7	0.72	983	3.93	20
8	8	0.82	984	3.93	20
9	9	0.92	985	3.93	20
10	10	1.02	986	3.93	20
11	11	1.13	987	5.70	29
12	12	1.23	988	5.70	29
13	13	1.33	989	5.70	29
14	14	1.43	990	5.70	29
15	15	1.54	991	5.70	29
16	16	1.64	992	5.70	29
17	17	1.74	993	5.70	29
18	18	1.84	994	5.70	29
19	19	1.95	995	5.70	29
20	20	2.05	996	5.70	29
21	21	2.15	997	5.70	29
22	22	2.25	998	5.70	29
23	23	2.36	999	5.70	29
24	24	2.46	1000	5.70	29
25	25	2.56	1001	5.70	29
26	26	2.66	1002	5.70	29
27	27	2.77	1003	5.70	29
28	28	2.87	1004	5.70	29
29	29	2.97	1005	5.70	29
30	30	3.07	1006	5.70	29



最低賃金に関する実態調査  
最低賃金に関する基礎調査票  
(令和3年6月)



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- 1. ※欄は記入しないでください。
2. 令和3年6月1日現在 (ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和3年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
3. 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使ってください。
イ. 数字はすべて1, 2, 3, ...の算用数字を使ってください。
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を○のように○で囲んでください。
(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含まれます。
イ. 事業主、社長、ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員
(注2) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間数の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

統計法に基づく一般統計調査

※ 市区町村番号
※ 事業所番号
※ 産業分類番号
※ 対象区分

連絡先 TEL
主要な生産品の名称又は事業の内容 (主要とは総売上高の最も多いものをいいます。)
記入担当者
法人番号
(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

事業所に係る事項 (注)
事業所の労働者数 (注1) (臨時、パートを含む) 令和3年6月1日現在
性別: 男 人 女 計

2. 労働者に関する事項

【上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。】

Main data table with columns: (1) 連番, (2) 労働者番号, (3) 性別, (4) 就業形態, (5) 年齢, (6) 勤続年数, (7) 職種又は仕事の内容, (8) 基本給の算形形及び6月の基本給額, (9) 精皆勤手当, (10) 通勤手当, (11) 家族手当, (12) その他の手当, (13) 月間所定労働日数, (14) 1日の所定労働時間数.

(注) 2枚目以降については、「1. 事業所に係る事項」欄は記入する必要はありません。